

# 居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 027-212-3025

担当 高橋 ひろみ

\* ご不明な点は何でもお尋ねください。

## 2. 当事業所の概要

名称・法人種別 居宅介護支援事業所 ほなみ

(社会福祉法人協同福祉会)

代表者役職・氏名 理事長 新井 浩之

事業所所在地および電話番号

前橋市朝倉町842-1

027-212-3025

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 介護保険指定番号    | 居宅介護支援事業 (群馬県 1070108442) |
| サービスを提供する地域 | 前橋市                       |

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者 高橋 ひろみ

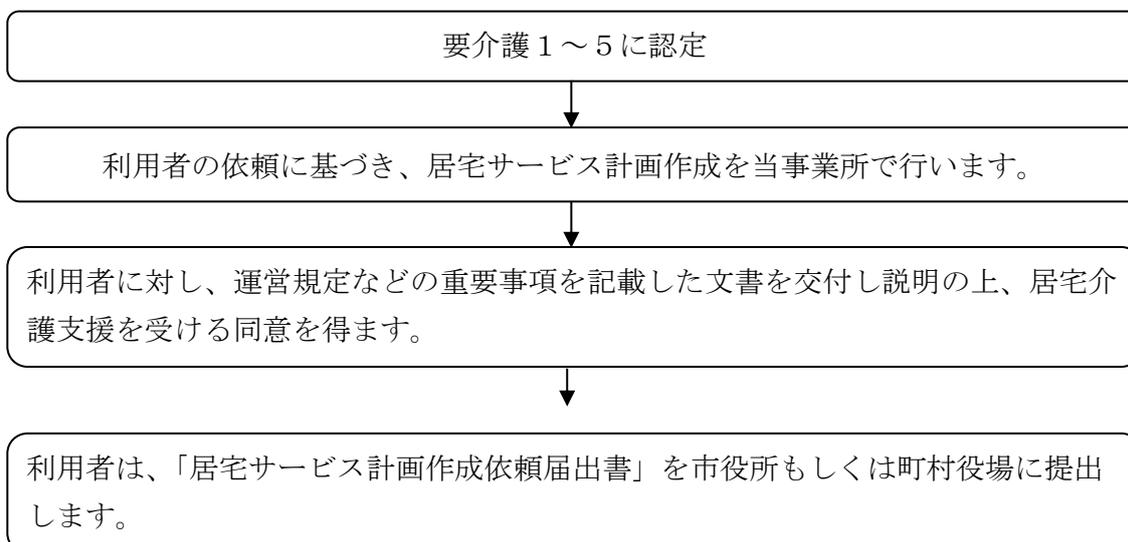
介護支援専門員 高橋 ひろみ 高橋 あさみ

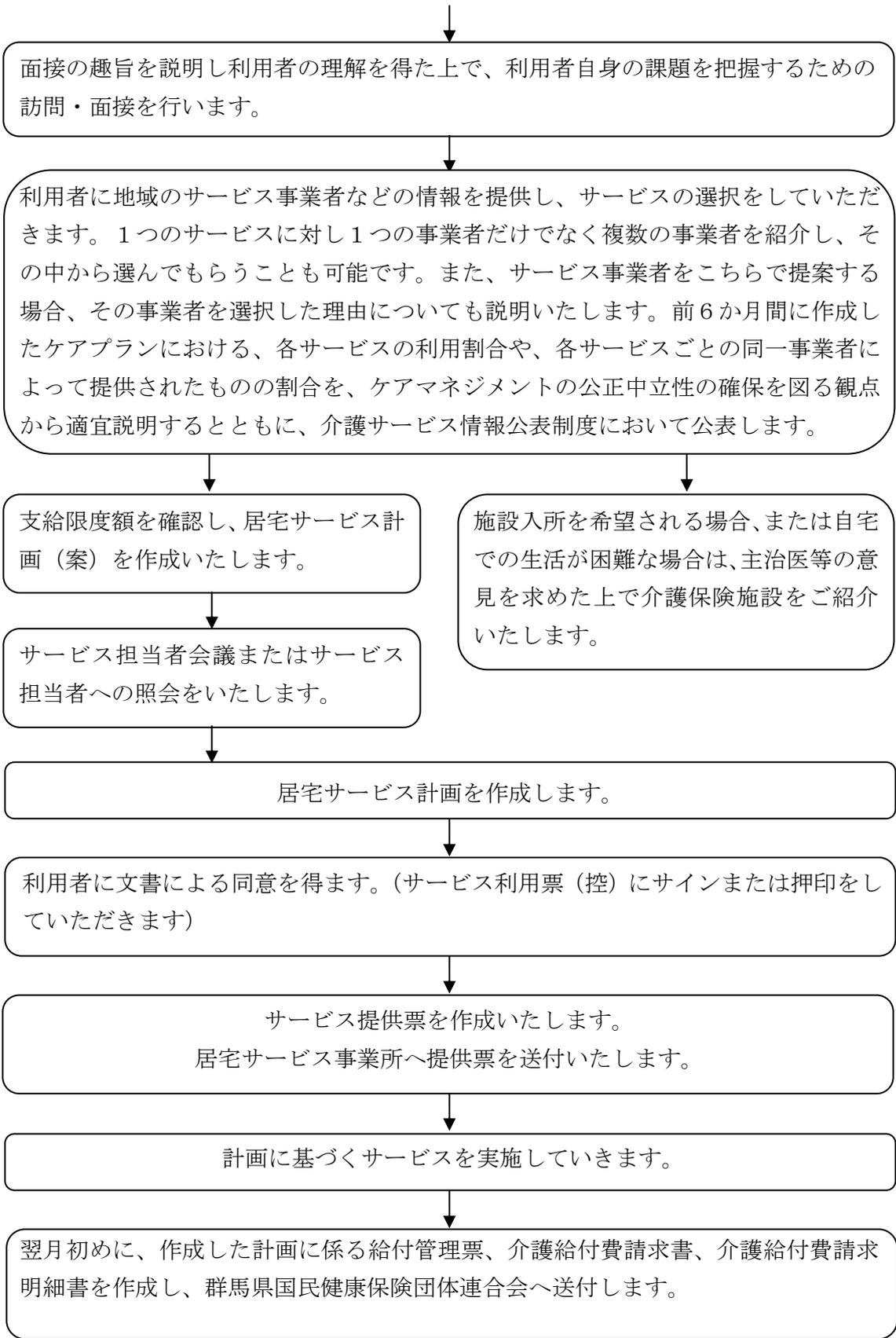
### (3) 営業時間

平日 午前8時30分 ~ 午後5時30分

\* 土曜・日曜・祝祭日、および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容





#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

**要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。**

\* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市役所もしくは町村役場の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

|                                     |  |               |
|-------------------------------------|--|---------------|
| ① 居宅介護支援費                           | 要介護 1・2                                | 1, 086 単位     |
|                                     | 要介護 3・4・5                              | 1, 411 単位     |
| ② 初回加算                              |  | 300 単位        |
| ③ 通院時情報連携加算                         |  | 50 単位         |
| ④ 入院時情報連携加算 (I) (入院したその日のうちの情報提供)   |  | 250 単位        |
| 入院時情報連携加算 (II) (入院した日の翌日又は翌々日の情報提供) |  | 200 単位        |
|                                     | 位                                      |               |
| ⑤ 退院・退所加算 (I) イ (入院入所先からの情報提供 1回)   |  | 450 単位        |
|                                     | (I) ロ (入院入所先からの情報提供 1回 カンファレンスによる)     | 600 単位        |
|                                     | (II) イ (入院入所先からの情報提供 2回)               | 600 単位        |
|                                     | (II) ロ (入院入所先からの情報提供 2回 1回はカンファレンスによる) | 750 単位        |
|                                     | (III) (入院入所先からの情報提供 3回 1回はカンファレンスによる)  | 900 単位        |
| ⑥ 緊急時等居宅カンファレンス加算                   |  | 200 単位        |
| ⑦ ターミナルケアマネジメント加算                   |  | 400 単位        |
| ⑧ 業務継続計画未実施減算                       |  | 定単位数の 1% を減算  |
| ⑨ 高齢者虐待防止措置未実施減算                    |  | 定単位数の 1% を減算  |
| ⑩ 同一建物居住者減算                         |  | 定単位数の 95% を算定 |

\*ただし③～⑦の加算については、令和3年度介護保険法改正にもとづき、該当時のみ算定します。

当事業所は、地域区分換算で1単位10,21円換算となります。

(2) 交通費 無料です。

(3) 解約料 利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

#### 5. 事業所の居宅介護支援の特徴等

##### (1) 運営の方針

- ① 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。複数のサービス事業者を紹介し、その中から選んでもらうことも可能です。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。その際当該サービス事業者を居宅サービス計画に位置づけた理由に

ついて、いつでもご説明いたします。

- ④ 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。

## (2) 居宅介護支援の実施概要

居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

## 6. 秘密保持

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

## 7. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 高橋 ひろみ 電話 027-212-3025

- (2) その他当事業所以外に、国保連又は市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村 前橋市 担当課 介護保険課 電話番号 027-224-1111 (代)

国保連 担当課 苦情処理相談窓口 電話番号 027-290-1323

## 9. 入院時の情報提供について

当事業所は、入院時における医療機関との連携を重視しています。入院に際しては、入院先医療機関に担当ケアマネジャーの氏名、事業所名及び連絡先等をお伝えいただくとその後の連携がスムーズに進みます。ご協力をお願いします。

## 10. 虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するため、従業者に対する研修を実施します。

- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行います。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、指定介護サービス事業者のサービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報致します。

### 1 1. 身体拘束等の原則禁止

(1) 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行いません。

(2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

### 1 2. ハラスメントにおける当事業所の対応

利用者様・ご家族等によるハラスメントが度重なる場合、当該事業の管理者並びに協同福祉会のハラスメント担当者による調査をさせていただきます。発生の有無を客観的に捉えると同時に再発防止策を講じます。ハラスメント対応は、介護サービスの継続的で円滑な利用にも繋がる重要な事項であり、双方協議のもと利用をお断りするケースがございます。

<契約を解除する場合の具体例>

- ・暴力又は乱暴な言動
- ・セクシュアルハラスメント
- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為
- ・写真、動画、録音などをインターネットへ掲載
- ・身体、財産、名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

### 1 3. 第三者評価実施の有無

当時業所は、第三者評価は実施しておりません。

### 1 4. その他事項

当事業所は、群馬県介護支援専門員実務研修実習受け入れ事業所ともなっております。

利用者様ご家族様のご理解とご協力をお願いいたします。

<契約をする場合は、以下の確認をすること>

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 前橋市朝倉町842-1

名称 社会福祉法人協同福祉会  
居宅介護支援事業所 ほなみ

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、個人情報の取り扱いについて同意いたします。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

